

山梨県雇用創出奨励金支給細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山梨県雇用創出奨励金支給要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(県外の区域にわたるものについて)

第2条 要綱第3条第1号アの流通先が主に県外の区域にわたるものとは、対象事業者における取引量及び取引額の過半数が県外であるものをいう。

2 要綱第3条第1号イの商品の配送先が主に県外の区域にわたるものとは、事業対象の物流施設から運搬される商品の量の過半数が県外であるものをいう。

(企業参入型農業を行う者について)

第3条 要綱第3条第1号アの企業参入型農業を行う者は、法人格を有する団体とする。

(対象労働者について)

第4条 要綱第3条第2号の対象労働者には、県内既存事業所等から移動した正規雇用労働者は含めない。ただし、当該事業に従事させることを目的として操業開始前に採用し、研修等のため県内既存事業所に配属させていた者であることを知事が認める場合には対象労働者に含めるものとする。

2 前項の操業開始前とする採用期間は、要綱第5条第2項に規定する認定事業として知事の認定を受けた日から要綱第7条に規定する操業開始届の届出日とする。

3 当該事業を行う者の正規雇用労働者であって、県外で雇用されていた者を県内の事業所に移転させた場合には、対象労働者と認める。

(事業所の従業員について)

第5条 要綱第3条第2号の事業所の従業員とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者をいう。

(操業開始届に添付する書類について)

第6条 要綱第7条の操業開始届に添付する書類とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 事業によって増加した対象労働者名簿（様式6-1号）

(2) 事業によって増加した対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書写し

(3) 事業によって増加した対象労働者の住民票写し

(4) 事業によって増加した対象労働者の勤務時間、勤務場所（所属）、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ等年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書等又は雇用契約書等の写し

(5) 対象労働者が雇入れ等される事業所の就業規則

(6) 事業認定日の前日から起算して6か月前の日から操業開始届出日までの間に、対

象労働者を雇入れした事業所を離職した雇用保険の被保険者である労働者の氏名、離職年月日、離職理由が明らかにされた労働者名簿等の写し

2 要綱第9条第2項第1号アに該当する労働者を雇用した場合は、次の各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 学校等の卒業証明書

(2) 生年月日を証明する書類（免許証等公的機関が発行する証明書。なお、卒業証明書に生年月日が記載されている場合は、省略できる。）

3 要綱第9条第2項第1号イに該当する労働者を雇用した場合は、次の各号いずれかの書類を提出するものとする。

(1) 雇用保険受給資格者証の写し

(2) 離職票1・2の写し

(3) 退職証明書の写し

(4) 再就職援助計画対象労働者証明書の写し

4 その他知事が必要と認める書類を提出するものとする。

(県内に住所を有する者について)

第7条 要綱第9条第2項第1号ア、イの県内在住者とは、本人が雇用される日を基準として、本人又は2親等以内の親族もしくは姻族が、引き続き3ヶ月以上山梨県内に住所を有している者をいう。

2 前項の引き続き3ヶ月以上山梨県内に住所を有しているとは、山梨県内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている期間が3ヶ月以上であることをいう。

(事業主都合により離職を余儀なくされた県内在住者について)

第8条 要綱第9条第2項第1号イの事業主都合により離職を余儀なくされた県内在住者とは、雇入れ日前1年以内に前職を事業主都合で離職した県内在住者をいう。

(雇用要件を満たさなくなったときの扱い)

第9条 操業開始後、要綱第10条第1項の支給申請書に記載してある対象労働者の人数（以下「認定雇用者数」という。）が、対象労働者の自己都合による退職、偶発的な事由等により減少した場合は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 認定雇用者数を満たさなくなった数の対象労働者を速やかに公共職業安定所等に求人し、採用する意志があると認められる場合は、引き続き認定雇用者数を満たしているものとして扱う。

(2) 認定雇用者数を満たさない期間が6カ月を超えることが見込まれる場合は、要綱第15条に該当するものとして扱う。

(奨励金の支給申請時の添付書類について)

第10条 要綱第10条第2項の1年以上雇用したことを証する書類とは次の各号に定

めるものとする。

- (1) 支払われた賃金等の額が明確に記載された賃金台帳の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類
- 2 自主都合による退職、偶発的な事由等により離職した対象労働者がいる場合は、退職した労働者の離職票1・2の写しを提出するものとする。
- 3 自主都合による退職、偶発的な事由等により離職した対象労働者の代わりに新たに対象労働者を雇用した場合は、次の各号に定める書類を提出するものとする。
- (1) 新たに雇用した対象労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書写し
 - (2) 新たに雇用した対象労働者の住民票写し
 - (3) 新たに雇用した対象労働者の勤務時間、勤務場所(所属)、勤務内容、賃金の額、手当等の種類、雇入れ等年月日等が明らかになる採用時からの労働条件を明示した雇入れ通知書等又は雇用契約書等の写し
 - (4) 要綱第9条第2項第1号アに該当する労働者を雇用した場合は、第6条第2項に定める書類
 - (5) 要綱第9条第2項第1号イに該当する労働者を雇用した場合は、第6条第3項に定める書類
 - (6) その他知事が必要と認める書類

(奨励金の支給決定について)

第11条 要綱第11条第1項の支給決定は、事業認定を経て行う支給申請に基づいて予算の範囲内で行うこととする。

(奨励金の支払い請求の時期について)

第12条 奨励金の支払い請求(様式第11号)は、要綱第11条第1項の支給決定の通知を受けた日から起算して、15日以内に行わなければならない。

(不支給条件)

第13条 認定事業者からの申請であっても、次のいずれかに該当する場合は、要綱第11条第1項の支給を認めないものとする。

- (1) 申請事業者が、事業認定日の前日から起算して6か月前の日から奨励金の支給決定日までの間において、対象労働者を雇入れる事業所で従事する雇用保険の被保険者を事業主都合により解雇した場合(対象労働者が自己都合等により退職した場合は除く。)
- (2) 事業認定日の前日から起算して2年前の日から要綱第11条第1項に規定する奨励金の支給決定日までの間において、対象労働者を雇い入れる事業所における事業活動に関し法令に違反する重大な事実(故意又は重大な過失によるものに限る。)があると認めた場合
- (3) 申請事業者に国又は地方公共団体を含む場合

(奨励金返還時における返還額の算定方法)

第14条 要綱第15条第1項第3号又は第4号に該当する場合における第15条第2項の規定による返還額は、次の各号の区分に応じて算出された額の合計とする。

(1) 要綱第16条第1項で定められている雇用継続期間(操業開始の届出日から3年)を満たさない場合に返還する額(以下「返還額(雇用維持分)」という。)は次のとおりとする。

$$\text{返還額(雇用継続分)} = \left[\left\{ 100\text{万円} \times (a1) \times \frac{3-(b1)}{3} \right\} + \left\{ 60\text{万円} \times (a2) \times \frac{3-(b2)}{3} \right\} \right] \times \frac{1}{2}$$

(a1) 要綱第14条第1号、第2号に規定する状況報告において、前年の状況報告(要綱第14条第1号の場合は支給申請)から減少となった要綱第9条第2項第1号に該当する労働者の数

(a2) 要綱第14条第1号、第2号に規定する状況報告において、前年の状況報告(要綱第14条第1号の場合は支給申請)から減少となった要綱第9条第2項第2号に該当する労働者の数

(b1) (a1)に該当する者(減少となった要綱第9条第2項第1号に該当する労働者)が雇用された期間(操業開始届出日から起算して雇用された期間)(年以下切り捨て)

(b2) (a2)に該当する者(減少となった要綱第9条第2項第2号に該当する労働者)が雇用された期間(操業開始届出日から起算して雇用された期間)(年以下切り捨て)

(2) 要綱第16条第2項で定められている事業継続期間(操業開始の届出日から10年)を満たさない場合に返還する額(以下「返還額(事業継続分)」という。)は次のとおりとする。

$$\text{返還額(事業継続分)} = \text{支給雇用奨励金} \times \frac{1}{2} \times \frac{10-(c)}{10}$$

(c) 操業開始届出日から事業を継続して行った期間(年以下切り捨て)

(返還金の端数処理について)

第15条 前条に定める返還金の額の計算において、千円未満の端数が生じた場合には千円未満を切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成25年8月6日から施行する。

(経過措置)

2 この細則は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

ただし、同日までに要綱第5条に定める事業認定を受けた者については、この細則は、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成28年3月31日から施行する。

ただし、細則本則の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき、平成28年3月31日までに第5条に定める事業認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成31年3月31日から施行する。

ただし、細則本則の規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱に基づき、平成31年3月31日までに第5条に定める事業認定を受けた者については、なお従前の例による。